

介護保険負担限度額認定申請書の添付書類について

以下の「確認対象」記載する資産（負債）を保有している場合は、申請書へその金額を記載するとともに、「添付書類（確認方法）」欄に記す書類の添付が必要です。

区分	内容	添付書類（確認方法）
確認対象	預貯金（普通・定期） ※ 複数の口座がある場合は全て	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）、証書等が個別にある定期預金等は証券等の写し ※ 下記《注意点》を参照
	有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
	金・銀（積立購入含む）など、 購入先の口座残額によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
	現金	自己申告
	負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など
確認対象外	生命保険	/
	自動車	
	貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	
	その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	

《注意点》

- 1 添付する通帳等の写しは、以下のとおりです。
 - (1) 通帳のコピーの取り方については裏面をご覧ください。
 - (2) 配偶者がいる方は、夫婦2人分の全ての通帳等の写しが必要です。なお、預貯金以外の確認対象資産（有価証券等）についても同様に、夫婦2人分の資料添付が必要です。
- 2 後日銀行等へ照会することがありますので、申請書裏面の同意欄を忘れずに記載・押印してください。
- 3 偽りその他不正行為によって支給を受けた場合には、支給額の返還のほか、加算金を徴収することがあります。
- 4 添付書類に不備がある場合、適正な審査を行うことができないこと、また、他の申請者との公平性を考慮する必要があることから、申請を却下することがあります。

申請書に添付する預金通帳のコピーの取り方

以下の①～③のページをコピーします。可能であれば両面印刷としてください。

複数の通帳をお持ちである場合、全ての通帳をコピーします(配偶者がある方は、夫婦二人分)。

通帳のほか、個別に証書がある定期預金等についても、証書等のコピーの添付が必要です。

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるページ

表紙を1枚めくった
見開きのページに
口座番号や名義が
記載されていますので、
この見開きのページを
コピーします。

お客様番号 XXXXXXXXX
おなまえ オウシュウ タロウ 様

店 番 012
口座番号 1234567

株式会社 ○○銀行
お取引支店 △△支店

② 現在残高を含む、直近2か月程度の取引履歴がわかるページ

現在残高を含む、直近2か月
程度の取引履歴を確認できる
ページをコピーします。ページ
をまたぐ場合は該当するページを
全てコピーします。
なお、概ねひと月以上、通帳記
帳を行っていない場合は、記
帳してからコピーします。

年月日	適用	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-04-15	年金 コウウネンキン	60,000		360,000
03-04-25	水道	2,000	スイト'ウリョウ	358,000
03-05-20	○○料	8,000	○○リョウ	350,000
03-05-31	現金	70,000		280,000
年月日	適用	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-06-15	年金 コウウネンキン	60,000		340,000
03-06-25	水道	3,000	スイト'ウリョウ	337,000
03-07-02	現金	100,000		237,000

申請日以前、直近2か月程度の取引履歴
を含むページをコピー

③ 普通預金以外に、定期・定額預金等のページがある場合は当該ページ(現在残高を確認できること)

個別に証書がある定期預金等も対象です。証書等をコピーし、添付してください。